

新型コロナウイルス感染症の影響による生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金（生活支援費））の特例貸付に関するお知らせ [令和3年3月23日版]

◆生活福祉資金(緊急小口資金・総合支援資金(初回貸付・再貸付))特例貸付の受付期間につきまして、令和3年6月末まで延長となりましたのでお知らせいたします。

また、総合支援資金延長貸付・再貸付は、**令和3年3月末日までに初回貸付を申込みした方が対象**となりますので、ご注意ください。

なお、総合支援資金延長貸付は、連続した貸付となる必要があり、**総合支援資金（初回貸付）の3月目の月末までに市町村社会福祉協議会での申込みが必要**ですので、下表をご参照のうえご申請ください。

【総合支援資金延長貸付利用ケース例】

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
ケースA	①	②	③	④	⑤	⑥			
ケースB		①	②	③	④	⑤	⑥		
ケースC			①	②	③	④	⑤	⑥	
ケースD			【3月末申請】	①	②	③	④	⑤	⑥
ケースE	①		②	③	④	⑤	⑥		

【総合支援資金延長貸付利用できないケース例】

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
ケースF		①	②	③		延長不可	延長不可	延長不可	
ケースG				【4月以降申請】	①	②	③	延長不可	延長不可

※ケースGのとおり、**4月以降に総合支援資金（初回貸付）を申請した方は、延長貸付の対象外**となります。

※上記①～③：総合支援資金貸付期間 ※上記④～⑥：総合支援資金延長貸付期間

～生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金（初回貸付・延長貸付））特例貸付について～

☞ [生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金（総合支援資金の延長を含む））特例貸付のご案内](#)

～総合支援資金（初回貸付・延長貸付）の送金日のご案内～

総合支援資金の初回送金は、貸付決定後、順次実施しています。

2回目・3回目以降（延長貸付を含む）の送金は、毎月21日（土日祝の場合は前営業日）となります。

～貸付金の交付までの期間についてのご案内～

現在、申込件数が大幅に増えており、審査や送金などの事務が混み合っております。

一日でも早く皆様に送金できるよう事務処理を進めておりますので、**個別の審査状況や送金予定日のお問合せは、ご遠慮いただきますようお願いいたします。**

緊急小口資金（特例）・総合支援資金（特例）の送金までの期間は、**本会で申込書類を受理してから概ね3週間程度**かかります。また、**申込書類に不備がある場合にはさらに日数がかかる場合があります**のでご了承ください。

特例貸付制度に関するお問合せ

<個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター>

0120-46-1999 ※受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む）

<お住いの市町村の社会福祉協議会> ☞ [市町村社会福祉協議会一覧](#)

<茨城県社会福祉協議会>

専用ダイヤル 029-297-6526 ※受付時間：8:30～17:15（平日のみ）